いなべ市障害福祉サービス介護給付費
支給決定基準

～居宅介護、重度訪問介護、同行援護、

行動援護、重度障害者等包括支援～

令和６年７月１日施行

１.支給決定基準について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、総合的に支援を行うことを目的としており、申請者一人ひとりがニーズに合わせ、様々な障害福祉サービスを組み合わせて利用できる仕組みになっています。

その障害福祉サービスの支給決定は、各市町村で行っておりますが、厚生労働省からの通知では、支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされております。

そのため、いなべ市においても介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、支給決定基準を定めるものです。

２.対象サービスについて

ここに定める支給決定基準対象は障害福祉サービスのうち、地域で日常生活や社会生活を送る上で障害者の在宅生活を支援する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援利用者)です。

３.支給量の決定について

(１)　支給基準時間と支給上限時間

いなべ市では、厚生労働省の定める国庫負担基準の支給量から算出した「支給基準時間」(別紙)に、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など、聴き取り調査の内容とサービス等利用計画案等を勘案して算出した「支給加算時間」を加味した時間を「支給上限時間」とします。

また、支給基準時間を超えたものはいなべ市における非定型として扱い、市の裁量として支給決定を行います。

支給基準時間 + 支給加算時間 = 支給上限時間

なお、支給基準時間は国庫負担基準を基に算出するため、変更となる場合があります。

※国庫負担基準とは

障害者総合支援法では、国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担の上限を定めています。それを国庫負担基準といいます。国庫負担基準は報酬改定のたびに見直され、それに合わせて当基準の支給基準時間も見直しを行います。

(２)　支給加算時間

介護者の有無や身体特性、障害特性等から生じる勘案事項は次のとおりとします。

ア 生活状況

単身世帯、家族の疾病等により介護不能、家族が不在など、介護者の有無や介護の程度に応じた加算です。

イ 障害状況

身体特性又は行動特性により、特別な介護等が必要となる程度に応じた加算で す。

ウ 環境状況

生活拠点が山間地に所在し、通院等の移動に時間を要するなど、外的要因による配慮の程度に応じた加算です。

４.サービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合について

支給基準時間は、国庫負担基準をもとに目安となる支給量を定めたもので、支給量の上限ではありません。

サービス等利用計画案(以下、「利用計画案」という)の作成に当たっては、利用者ご本人の障害の状況や生活の状況等を加味する必要があります。

このため、利用計画案が支給基準時間を超える場合は、申請者に「支給基準時間を超える理由書」を提出していただきます。

５.支給量決定までのプロセスについて

計画相談員が算定した支給加算時間から「支給上限時間」を算出し、それと利用計画案を比べて次のとおり決定します。

ア 支給基準時間を超えた時間数が一定の範囲(支給上限時間の1.5倍まで)に収ま る場合は、障がい福祉課で支給時間の決定を行います。

イ 支給基準時間を超えた時間数が一定の範囲(支給上限時間の1.5倍)を超える場 合には、基幹相談支援センターをはじめとする多機関で構成する検討会議で審査した上で、障がい福祉課が支給時間の決定を行います。

ウ 検討会議において更に専門的な意見が必要と認められた場合には「障害者介護給付費等支給審査会」(以下、「審査会」という)の意見を聴収した上で、 担当窓口が支給時間の決定を行います。

別紙

«支給基準時間»

算定方法は、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成18年厚生労働省告示第530号)に定める各サービスのひと月あたりの国庫負担基準単位数を、サービスごとに1時間相当の報酬単位で除したものとし、小数点以下の端数については切り上げるものとする。なお、算定に用いる単位は、本基準に掲げるとおりとする。

(１)　居宅介護利用者(身体介護)

身体介護：令和６年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間30分以上１時間未満の場合(404単位)」

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度国庫負担基準 | 支給基準時間 |
| 区分１ | 3,100単位 | ８時間 |
| 区分２ | 4,010単位 | 10時間 |
| 区分３ | 5,890単位 | 15時間 |
| 区分４ | 11,070単位 | 28時間 |
| 区分５ | 17,730単位 | 44時間 |
| 区分６ | 25,500単位 | 64時間 |
| 障害児 | 9,950単位 | 25時間 |
| 障害児(重心)※ | ― | ― |
| 介護保険給付者 区分５ | 1,100単位 | ３時間 |
| 介護保険給付者 区分６ | 1,810単位 | ５時間 |

※重症心身障害児の支給上限時間について

重症心身障害児は、重度の肢体不自由及び、重度の知的障害が重複しており、児童相談所で認定を受けた者をいいます。このことから、障害者へ移行して取得する障害支援区分においても比較的高い支援区分の認定が想定されることから、重症心身障害児の支給上限時間については、区分６の支給上限時間と同様とします。

(２)　居宅介護利用者(家事援助)

家事援助：令和６年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間45分以上1時間未満の場合(197単位)」

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度国庫負担基準 | 支給基準時間 |
| 区分１ | 3,100単位 | 16時間 |
| 区分２ | 4,010単位 | 21時間 |
| 区分３ | 5,890単位 | 30時間 |
| 区分４ | 11,070単位 | 57時間 |
| 区分５ | 17,730単位 | 90時間 |
| 区分６ | 25,500単位 | 130時間 |
| 障害児 | 9,950単位 | 51時間 |
| 介護保険給付者 区分５ | 1,100単位 | ６時間 |
| 介護保険給付者 区分６ | 1,810単位 | 10時間 |

(３)　重度訪問介護利用者

重度訪問介護：令和６年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間２時間30分以上３時間未満の場合(553単位※)」×３

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度国庫負担基準 | 支給基準時間 |
| 区分４ | 28,940単位 | 157時間 |
| 区分５ | 36,270単位 | 197時間 |
| 区分６ | 62,050単位 | 337時間 |
| 介護保険給付者 区分４ | 14,620単位 | 27時間 |
| 介護保険給付者 区分５ | 15,290単位 | 28時間 |
| 介護保険給付者 区分６ | 22,910単位 | 42時間 |

※重度訪問介護においては、原則３時間以上の利用が想定されているため、「２時　　間30分以上３時間未満」の553単位を利用し、３倍したものを支給基準時間とします。(介護保険給付者を除く)

(４)　同行援護利用者

同行援護：令和６年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間１時間未満の場合(302単位)」

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度国庫負担基準 | 支給基準時間 |
| 区分に関わらず | 13,870単位 | 46時間 |

(５)　行動援護利用者

行動援護：令和６年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間１時間未満の場合(437単位)」

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度国庫負担基準 | 支給基準時間 |
| 区分３ | 15,680単位 | 36時間 |
| 区分４ | 21,130単位 | 49時間 |
| 区分５ | 28,100単位 | 65時間 |
| 区分６ | 36,520単位 | 84時間 |
| 障害児 | 19,950単位 | 46時間 |

(６)　重度障害者等包括支援利用者

重度障害者等包括支援：令和６年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間１時間未満の場合(204単位)」

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度国庫負担基準 | 支給基準時間 |
| 区分６ | 96,480単位 | 473時間 |

別記様式

支給基準時間を超える理由書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 受給者番号(更新時のみ) |  |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| サービスの種類 | ① | ② | ③ |
| 利用希望時間数 | 時間/月 | 時間/月 | 時間/月 |
| 本人の心身の状況 |  |
| 家族･介護者の状況 |  |
| 支給量を超過する必要がある特段の事情 |  |
| その他特記事項(事業所の意見等) |  |

上記のとおり、理由書を提出します。

年　　月　　日

氏名

※この理由書は支給基準時間を超える支給量の必要性について判断するための資料になりますので、できる限り詳しく記入してください。欄が不足する場合は、別紙を添付することもできます。